

令和5年度宮城県立こども病院グリーン購入の推進に関する計画

令和5年5月
地方独立行政法人宮城県立こども病院

令和5年度宮城県立こども病院グリーン購入の推進に関する計画

1 目的

この計画は、「グリーン購入促進条例」（平成18年宮城県条例第22号）第11条第1項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により、令和5年度における特定調達物品等の調達に関する事項等について定めたものです。

2 対象機関

対象機関は、宮城県立こども病院です。

3 定義

(1) 「環境物品等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等をいい、具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

イ 再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

ロ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

ハ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(2) 「特定調達品目」とは、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類をいいます。

(3) 「特定調達物品」とは、特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。

(4) 「物品の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含まれます。

4 特定調達品目と調達目標

特定調達品目とそれぞれの調達目標は別表1のとおりです。

5 特定調達物品の選択・確認方法

特定調達品目の判断の基準とその選択・確認方法は別表2のとおりです。

6 特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため、環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし、調達においては、「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」に基づき、県に登録している当該事業者から優先的に調達します。

7 特定調達物品の調達実績の公表

特定調達物品の調達実績は、宮城県環境政策課ホームページ等で公表します。

別 表 1

分類	製品購入量 (A)	特定調達物品等 購入量 (B)	特定調達物品等 購入率 (B / A)
1 紙類	4,000,000	4,000,000	100.00%
うちコピー用紙	2,750,000	2,750,000	100.00%
2 文具類	15,000	15,000	100.00%
3 画像機器等	500	500	100.00%
4 電子計算機等	1,000	1,000	100.00%
5 オフィス機器等	1,500	1,500	100.00%

別表 2

1 判断の基準

本基準を満たすものが「グリーン購入促進条例」第10条第2項に規定する特定調達物品等として、調達の対象となります。

県が重点的に調達する特定調達品目の判断基準は次のとおりです。

(1) (2)の場合以外について、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針※」(平成30年2月閣議決定)で規定された「判断の

基

準」(当該基準を満たすものは「グリーン購入法適合商品」と呼ばれます)

(2) 県が独自に特定調達品目に設定している品目を購入する場合は別表3の判断基準

注：特定調達品目に宮城県グリーン製品の該当があり、それを購入する場合は上記の判断基準を全て満たしていることと見なします。

※参照URL：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

2 配慮事項

特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項。

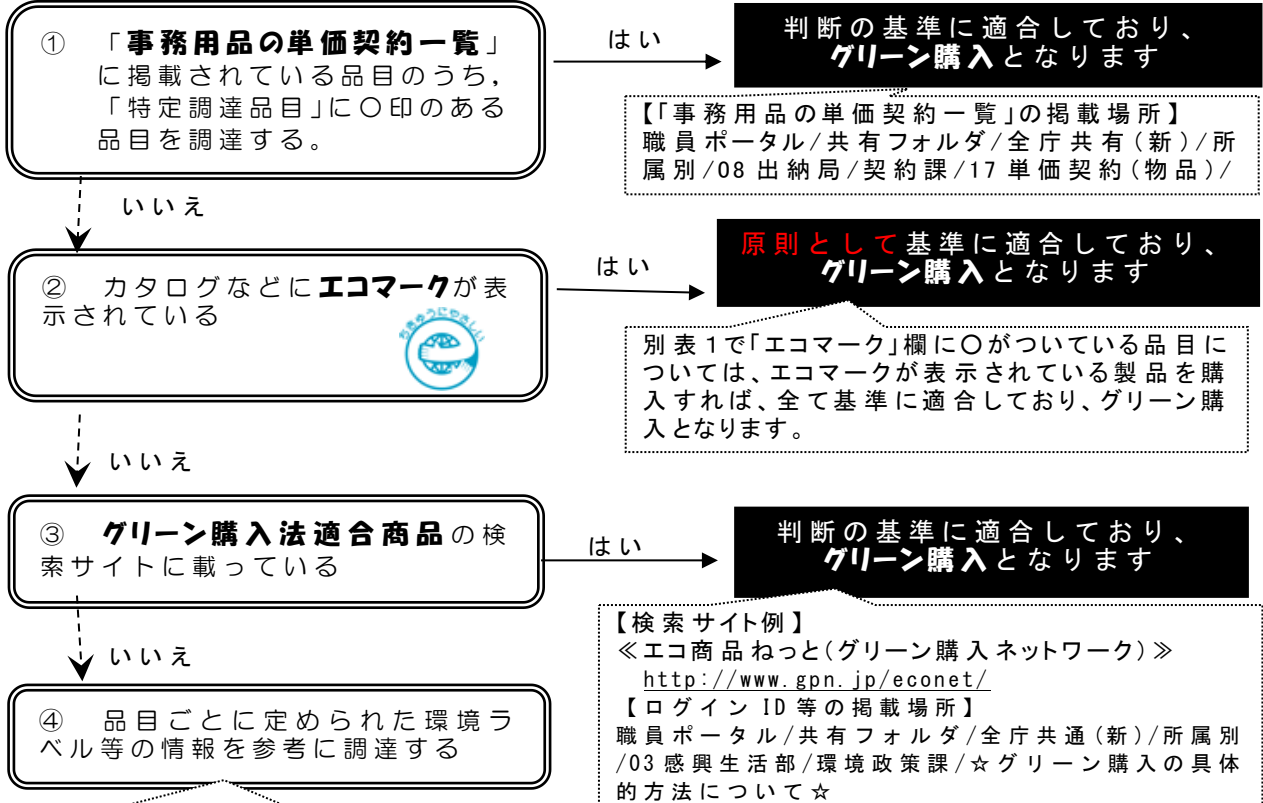
本計画で定められた特定調達物品は、原則としてグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成30年2月閣議決定)で規定された「配慮事項」を準用する。

3 選択・確認方法

<役務及び公共工事以外の品目>

以下フローを参照するとともに、品目ごとに定められた方法に従い購入します。

なお、調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は優先して調達します。



品目ごとの環境ラベル等参考情報は環境省で毎年
度発行している「グリーン購入の調達者の手引き」※
に記載があります。
基本的には品目説明上部にある環境ラベルに従うこ
とでグリーン購入できます。
※参照URL：
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryou.html>

1 分類別・品目別の解説

■6 電子計算機等	
□電子計算機	
色表示用環境ラベル等 エコマーク	*エコマーク(119)認定品は、グリーン購入法に適合しています。
国際エネルギー スタープログラム (エネスタ)	*国際エネルギースタープログラムのコンピュータ Ver.6.0 以上に適合する機種 は、電子計算機の消費電力に係る判断の基準を満たしています。
省エネ ラベリング制度	*省エネラベルの緑色マークの製品のうち、エネルギー基準達成率が200%以 上の製品は、グリーン購入法の消費電力に係る判断の基準を満たしています(サ ーベは180%以上)
■緑購入調達品目及びその判断の基準	
電子計算機	【サーバ実電子計算機】 ア. 省エネ法に基づくエネルギー基準達成率が180%以上(専用CISCは100%) であること。 イ. 国際エネルギースタープログラム(Ver.6.0以上)の基準を満たすこと。

ステップ①～④を実施してもグリーン購入できなかった
場合は、グリーン購入しなかったものとして報告の際、

計上することになります。

< 役務 >

事業ごとの特性，必要とされる強度や耐久性，機能の確保，コスト等に留意しつつ，原則調達します。ただし，必要とされる機能や性能等を有する物品で，本計画の判断基準を満たす物品が市場にない場合や，県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品の調達が困難な場合はこの限りではありません。「グリーン購入の調達者の手引き」を参考にして調達を実施して下さい。









< 公共工事 >

工事目的物の要求品質，調達資材等の流通状況，工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で，別表 1 の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は，**使用できる箇所で原則調達**します。

ただし，必要とされる機能や性能等を有する物品で，本計画の判断基準を満たす物品が市場にない場合や，県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品の調達が困難な場合はこの限りではありません。

また，調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は，価格，品質及び流通量等を総合的に判断し，利用が可能な場合は優先して調達して下さい。

< 参考 > 特定調達物品を調達する際に参考となる主な環境ラベル等一覧表

制度の名称	マークの図柄	制度の運営主体	マークがつけられている商品の品目分類等
エコマーク		公益財団法人 日本環境協会	様々な分野の製品
グリーンマーク		公益財団法人 古紙再生促進センター	紙類 (トイレットペーパー，コピー用紙等)
国際エネルギースターマーク		経済産業省	画像機器等（プリンタ，スキャナ等）， 電子計算機等（磁気ディスク装置等）
省エネラベリング制度		経済産業省	電子計算機等（電子計算機，磁気ディスク装置），家電製品，エアコンディショナー等，温水器等，照明
省エネ統一ラベル	 (原則☆☆☆☆以上)	経済産業省	家電製品，エアコンディショナー等
PETボトルリサイクル推奨マーク		PETボトルリサイクル推進協議会	PETボトルリサイクル製品 (制服・作業服等，インテリア・寝装寝具，その他繊維製品)
間伐材マーク		全国森林組合連合会	間伐材製品 (紙類，オフィス家具，資材等)
宮城県グリーン製品		宮城県	紙類（トイレットペーパー），オフィス家具類，公共工事 【宮城県グリーン製品制度参考 URL】 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/ninteiseido.html



備考 各企業等のホームページやカタログ等で，これらのマークが付されている商品を検索することができます。

また，上記に掲載されていない環境ラベルで，特定調達物品を購入する際に参考となるものも多数あります。環境ラベルの詳細については，以下ホームページ（環境ラベル等データベース）を参照願います。

参考 URL : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

別表 3

宮城県独自の特定調達品目及び判断基準

品目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
マーキングペン 詰替用 インク	【判断の基準】 使用する本体の詰替用であること。 【配慮事項】 容器の主要材料が「文具類の共通の判断基準」に準じたものであること。	① 「事務用品の単価契約一覧」から選択する ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。
デスクペン	国の規定のうち「文具類共通の判断基準・配慮事項」の項に準じる。	① 以下の環境ラベルを参考に購入する。  ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。
デスクペン用 スペアインク	【判断の基準】 使用する本体の詰替用であること。 【配慮事項】 容器の主要材料が「文具類の共通の判断基準」に準じたものであること。	商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。
ホワイトボード 用マーカー	国の規定のうち「文具類共通の判断基準・配慮事項」の項に準じる。	① 「事務用品の単価契約一覧」から選択する ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。
ホワイトボード 用マーカー 詰替用インク	【判断の基準】 使用する本体の詰替用であること。 【配慮事項】 容器の主要材料が「文具類の共通の判断基準」に準じたものであること。	① 以下の環境ラベルを参考に購入する。  ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。
事務用修正具 詰替用テープ	【判断の基準】 使用する本体の詰替用であること。 【配慮事項】 容器の主要材料が「文具類の共通の判断基準」に準じたものであること。	① 「事務用品の単価契約一覧」から選択する ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。
ゼロハンテープ	国の規定のうち「文具類共通の判断基準・配慮事項」の項に準じる。	① 「事務用品の単価契約一覧」から選択する ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。
OAクリーナー (ウェット タイプ) 詰替 用	【判断の基準】 使用する本体の詰替用であること。 【配慮事項】 容器の主要材料が「文具類の共通の判断基準」に準じたものであること。	① 「事務用品の単価契約一覧」から選択する ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報等から判断の基準に合致する品目を選択する。

のり（固形） 詰替用	国の規定に準じる。	① 「事務用品の単価契約一覧」から 選択する ② ①の方法での調達 が困難な場合は 商品カタログの環境 情報から判断の基準 に合致する品目を選 択する。
のり（テープ） 詰替用	【判断の基準】 使用する本体の詰替 用であること。 【配慮事項】 容器の主要材料が「 文具類の共通の判断 基準」に準じたもの であること。	① 「事務用品の単価契 約一覧」から選択す る ② ①の方法での調達 が困難な場合は商品 カタログの環境情報 から判断の基準に合 致する品目を選択す る。
チャック付き ケース	国の規定のうち「文 具類共通の判断の基 準・配慮事項」の項 に準じる。	商品カタログの環境情 報等から判断の基準 に合致する品目を選 択する。
図袋	国の規定のうち、「事 務用封筒（紙製）」 の項に準じる。	商品カタログの環境情 報等から判断の基準 に合致する品目を選 択する。
保存袋	国の規定のうち、「事 務用封筒（紙製）」 の項に準じる。	① 「事務用品の単価契 約一覧」から選択す る ② ①の方法での調達 が困難な場合は商品 カタログの環境情報 から判断の基準に合 致する品目を選択す る。
テープカート リッジ	国の規定のうち、「文 具類共通」の項に準 じる。	① 「事務用品の単価契 約一覧」から選択す る ② ①の方法での調達 が困難な場合は商品 カタログの環境情報 から判断の基準に合 致する品目を選択す る。
クリアホルダー	【判断の基準】 次のいずれかの要件 を満たすこと。 1 「文具類共通の判 断の基準」を満たす こと。 2 植物を原料とする プラスチックであつて 環境負荷低減効果が 確認されたものが使 用されていること。	① 「事務用品の単価契 約一覧」から選択す る ② ①の方法での調達 が困難な場合は商品 カタログの環境情報 から判断の基準に合 致する品目を選択す る。
メモ帳	国の規定のうち、「ノ ート」の項に準じる。	商品カタログの環境情 報等から判断の基準 に合致する品目を選 択する。

備考：宮城県では、今後も明らかに使用の見込みがない品目（2サイクルエンジン油）や、他の計画（宮城県環境保全率先実行計画等）で既に取り組んでいるもの（「役務」の一部）は予め特定調達品目から除外している。